



例会日・毎週月曜日 12:30～13:30	創立・1980年5月19日	会長 上田 正宙
例会場・ホテルニューオータニ高岡	認証・1980年6月12日	幹事 長澤 貴士
	国内創立順位・1489	公共イメージ委員長 八塚 昌俊

第1996回 例会 2月 2日 (月)

◇点 鐘

◇国歌斉唱

◇ソング “四つのテスト”

◇ゲスト並びにビジターの紹介

ゲスト：受入交換留学生 アイザ君

◇会長挨拶並びに報告

皆さんこんにちは。先週、急遽欠席しまして申し訳ございませんでした。選挙がらみで3日間東京に出張に行っておりました。ちょうど月曜日に新幹線で東京に行きましたら、群馬あたりで山火事が見え、自衛隊のヘリコプターなどが消火に当たっていました。たまたま会議で隣に新潟県、反対隣りに神奈川県の方が座られ、「雪、どんな具合ですか？」と聞かれたので、新潟の方と私が写真を見せたら、「人の住むところではないですね」と神奈川の方が言った瞬間、新潟の方が「いや〜、山火事来るところに住めんわ」と、上手に切り返したのと、けんかにならないかなとみていました。住めば都ですので、それぞれ良いところ、悪いところがあると思いました。

明日は節分です。多分ご家庭で鬼の役をされる方もおられると思いますが、鬼の衣装は決まっております。鬼は、北東の方角に住んでいると言われ、鬼門の角で、丑寅の方位です。丑と寅なので、頭には牛の角、寅柄のパンツをはくのが定番です。節分のニュースが流れ幼稚園の先生が鬼の役をされるとなると、その恰好で現れます。それで、日本人は鬼と連想するそうです。節分は立春の前に必ずします。暦が変わりますので、これは人の気も変わるようになります。2月、1月は色々ありましたが、良い気が回りますようお願いいたします。

◇出席報告 出席者 22名 メイクアップ済 0名

名誉会員	会員数	本日の出席率	1/19 例会修正出席率
1名	32名	88.0 %	81.48 %

(内、Zoom 参加1名)

◇ホストファミリー (唐澤様、島様) へ謝礼、アイザ君へ小遣いをお渡しする

→アイザ君より一言

皆さんこんにちは。最近では雪合戦をしたり、タコバをしたり、誕生日を祝ってもらったり、学校では、書道や三味線をしたり、日本語を勉強をしたりしました。特別なことはしていませんが、日常生活を楽しんでいます。

最後に、これまで多くのことをしていただき、心より感謝しております。高岡北ロータリークラブの皆さん、支えて下さり本当にありがとうございます。

◇幹事報告

- 1) 来週2月9日(月)は例会取消の為休会です。次回2月16日(月)例会はアレッセ高岡青木由香様の卓話です。
- 2) 回覧：①ガバナー月信 NO.8 (テーブル毎)  
②会報 NO.21 ( 11 )  
③3/7 (日) 富山第4グループ都市連合会の出欠確認表
- 3) 配布：①ロータリー財団より「確定申告用領収書」  
②米山記念奨学会より「確定申告用領収書」  
③抜粋のつづり その八十五

◇ニコニコBOX 報告

上田会長：先週は急きょ欠席し申し訳ございませんでした。本日、片岡先生よろしくお願ひいたします。野尻信晴君：復活しました！末梢神経麻痺で男前台無しでした。お茶を飲むとタラタラと流れ、目が開いたままなので、まふたをテープで止めました。

【今年度ニコBOX 累計額216,600円】

◇委員会報告

\*八塚公共イメージ委員長より、ロータリーの友2月号の紹介

## ◇本日のプログラム (担当：プログラム)

### 三人の友人卓話【法律】

#### 「高齢者の法律問題」

片岡長司会員



### 意思能力とは

- ・自己の法律行為の結果を判断できる能力
- ・一般的には、小学校低学年程度の知能があれば良い
- ・意思能力がない者の法律行為は無効となる

### 意思能力はどうやって判断されるか

- ・医師の診断を受けてもらうことになる
- ・長谷川式認知症スケールなどの検査を受ける

今日は、何年何月何日ですか？

令和8年2月2日です

今、あなたはどこにいますか？

ホテルニューオータニ高岡です

100 から 7 ずつ 順に引いた数は？

・・・93、86、79・・・

### 意思能力がない場合の問題

- ・法律的には…法律行為ができない (全て無効になる)
- ・それだけではなく、仕事、日常生活にも大きな支障が出る
- ・経営者の場合、従業員が途方に暮れることになる

### 認知症になった場合

- ・自分では法律行為ができないので、成年後見人を裁判所に選任してもらう必要がある。
- ・成年後見人が本人に代わって財産管理・身上監護を行う。以前は財産管理がメインだったが、近時は身上監護が重要視されている。
- ・病識がない者が多いので、「あなたには成年後見人が必要だ」と言っても嫌がることかかなり多い。



### 任意後見契約の活用

- ・認知症になってしまったからでは、もう自分では適切に判断ができない。
- ・事前に、任意後見契約を締結しておくことが対策として考えられる。
- ・任意後見契約とは…意思能力があるうちに、予め後見人になってくれる人と契約を締結しておき、自分が認知症等で意思能力を失ったとき、その人が成年後見人になるようにする。

### 民事信託の活用

- ・民事信託契約を予め締結しておくことも考えられる。
- ・典型例としては、自立できない子のために信託契約をする場合がある
- ・近時では、ペットのための信託契約を締結する場合もある

### 民事信託の活用例

企業経営者であるAは、病気の子Bに財産を遺したいと考えているが、経営する会社の保証債務があり、会社が経営破綻した場合は長男に財産を遺せないというのが心配事である。

他方、自分が元気な間は、お金は自分で管理したい。

→Aが自分を受託者としてBのための信託契約をし、自分の財産のうち一定額を信託財産とすることで、この問題を解決できる。



### ホームロイヤーのすすめ

以上のような日常的な心配事を相談できる弁護士を確保しておくが良い。

- ・日弁連では、高齢化社会対策としてホームロイヤー（高齢者を全般的に支援する弁護士）を推奨している。



### Q.成年後見人の選任に係る費用は？

- ・一概には言えないが、申し立てに係る費用は大体 15～20 万円かかる。
- ・成年後見人になった後の費用は、その方がどれくらいの財産があるか、どれくらい手間がかかるかによって異なる。

ちなみに、法定代理人が自分の意志で任意の税理士を選ぶが、税務署は、法定代理人だけを代理人と扱うので税理士が書類を謄写することはできない。民法上、法定代理人は本人に代わり、大抵のことができる。

### ◇2 月在籍表彰

- 宮崎外男君 (38年)
- 山辺知代君 (14年)
- 福田宏治君 (10年)

### ◇2 月結婚記念日祝い

- 野崎雄次君 (1日20年)

### ◇2 月誕生日祝い

- 畑田和也君 (15日)
- 五十嵐豊君 (27日)
- 板坂敏雄君 (28日)

\*アイザ君 (2009年1月31日、17歳)

